

平成28年度

公益財団法人日本ソフトボール協会 準指導員養成講習会 実施要項

1. 目的

地域において、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導にあたりソフトボールの普及および発展に資するため、本協会準指導員規則に基づき準指導員養成講習会並びに検定試験を実施し、指導者の資質・技術の向上を図る。

2. 主管 岩手県ソフトボール協会

3. 期日

【集合講習】

第1回 平成29年1月29日(日) 「7時間」

第2回 平成29年2月19日(日) 「8時間」

第3回 平成29年3月 5日(日) 「8時間」

第4回 平成29年3月19日(日) 「7時間」

【自宅学習】(レポートの提出) 「10時間:計40時間」

4. 会場

第1回 北上市総合運動公園陸上競技場1階会議室

(北上市相去町葛西檀37-36 TEL0197-67-6720)

第2回 専修大学北上高校体育館他(北上市新穀町24-64 TEL0197-63-23411)

第3回 盛岡大学体育館(滝沢村滝沢字砂入808 TEL019-688-5555)

第4回 盛岡大学体育館(滝沢村滝沢字砂入808 TEL019-688-5555)

それぞれの日程等の詳細については、第1回目に連絡します。第1回目は8時から8時20分の間(受付時間)において下さい。

5. 受講・受験資格

- (1) 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- (2) 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。
- (3) 講習・検定試験のすべてを受講・受験すること。
- (4) 前回の養成講習会で未修了(未修得科目)の者で再受講・受験を希望する者。
- (5) 文部科学大臣認定事業「地域スポーツ指導者(スポーツ指導員)養成講習会の共通科目(NHK学園:通信教育講座)」を受講・受験すること。

6. 受講申込方法

受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXにて下記あて申込書を提出して下さい。

(申込先) 〒020-0183 滝沢市砂込808 盛岡大学短期大学部内  
岩手県ソフトボール協会 指導者委員会 事務局 大塚 健 樹  
FAX(勤務先) 019-688-5568  
携 帯 090-6220-1908

7. 申込期限

平成29年1月20日(金) 必着

8. 受講者

募集人員は20名程度

9. 講習内容

- (1) 基礎理論（10時間）別途7時間の自宅学習
- (2) 実技（12時間）別途2時間の自宅学習
- (3) 指導実習（8時間）別途1時間の自宅学習 合計40時間

10. 検定委員・講師

- (1) 検定委員 岩手県ソフトボール協会強化本部長 大塚健樹 他。
- (2) 講師 岩手県ソフトボール協会各専門委員長並びにそれに代わる者。

11. 受講者が持参するもの。

- (1) 実技に必要な用具一式（グローブ、スポーツウェア、スポーツシューズ等）
- (2) 筆記用具
- (3) 保険証（写し）
- (4) その他、必要と思われるもの

12. 諸費用

- (1) 受講料（受験料・教本代含） 15,000円（第1回目受講時に納入のこと）
- (2) 合格時の認定・登録料 5,000円（第4回目受講時に納入のこと）

13. 認定・登録手続き

検定合格者は県協会を窓口として、日本協会へ所定の事務手続きを行い、完了した者を準指導員とし、併せて文部科学大臣認定事業「地域スポーツ指導者（指導員）」専門科目修了者として認識され、「認定証」「準指導員証」を交付する。

なお、登録による資格は初回登録年度を含み4年間とする。

14. 資格移行手続き

準指導員資格取得者は同時にスポーツ指導者専門科目修了者となり、その後準指導員資格取得年度（初回登録年度）を含め4年以内にNHK学園による通信講座（共通科目）を受講・受験することが義務付けられている。

移行手続きが完了しない準指導員は、日本協会公認指導者規定、第9条（公認指導者の資格の喪失）が適用される。

15. その他

- (1) 本養成講習会の受講期間は原則として当該年度内に受講・受験すること。
- (2) 本養成講習会には日本協会編「ソフトボール指導教本」を使用する。
- (3) 本養成講習会の合格者は文部科学大臣認定事業「地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）」専門科目修了者として認識され、当該年度を含め4年以内に共通科目を受講・受験しスポーツ指導員へ移行すること。
- (4) 本養成講習会に関する問い合わせは申込先までお願いします。

